

京都市特別職報酬等審議会傍聴要領

(令和6年11月12日行財政局人事担当局長決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を希望する者は、傍聴の受付締切時刻までに、事務局職員の案内に従い、会場の受付において所定の用紙に必要事項を記載するものとする。

2 傍聴の受付は、次条に規定する定員に達し次第終了するものとする。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員は、事務局が会場の規模等に応じてあらかじめ定める。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類、楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会場にあるとき、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、発言、拍手その他の方法により、自らの意向を表明しないこと
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと
- (3) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと
- (4) 写真の撮影、録画、録音等をしないこと
- (5) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の進行の妨げとなるような行為をしないこと
- (6) 会長及び事務局職員の指示に従うこと

(報道機関の特例)

第6条 報道機関の傍聴について、別に記者席を設けることとする。

2 報道機関は、前条第4号の規定にかかわらず、会議の冒頭に限り、写真の撮影、録画、録音等をすることができる。

(違反に対する措置)

第7条 会長及び事務局職員は、傍聴者がこの要領の規定に違反するときは、これを

止めるよう命じることができる。

- 2 会長及び事務局職員は、傍聴者が前項の命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。